

米国・メキシコ・カナダ協定の 見直しに関する意見 【概要】

2026年2月17日
一般社団法人 日本経済団体連合会

I. 提言の全体像

問題意識

- ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序は危機に瀕している状況
- 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を含むEPA・FTAは、国際経済秩序を維持・強化する上で不可欠

USMCA固有の意義

意義①：北米経済の強靭性・競争力の制度的基盤

3か国間の貿易・投資の拡大、
域内の雇用創出に寄与

意義②：経済安全保障の確保

特定国への過度の依存を防ぎ、経済的威圧のリスクを低減、リスクが顕在化した際の対応力を強化

意義③：高関税下の利用率上昇

現行のUSMCA準拠品への優遇による
域内の貿易・投資の活性化

意義④：高水準のルール

他のEPA・FTAの範となり得る
高水準のルール

USMCAの見直しにあたっては、

現状の3か国による枠組みの維持、2042年までの協定延長に合意することが極めて重要

- 協定のルールにおいて、望ましい姿は、現行の内容を基本的に維持すること
- 改訂する場合でも、現行をベースに、現実的に適用可能かつ明確であり、中長期に亘って安定的なものとすべき
- USMCAを前提に、予見可能性が高く、安定的で可能な限り開かれた北米市場において、日本企業による事業活動を通じた地域の経済社会への貢献を促進

II. 協定の個別規定に関する意見

1. 原産地規則

- 北米市場の一体化が進むなか、それに逆行するようなUSMCAの見直しは回避すべき
- 自動車分野の原産地規則における4要件（＊）の厳格化・複雑化や、自動車分野以外へ拡大された場合は、重要な物品の域内での調達が困難になるおそれ。関税変更分類（CTC基準）についても同様の懸念あり
- 域外部材の比率や原産国に応じた関税算出は、実務上困難であり、**対象品の定義は現行を維持すべき**。その上で、経済安全保障上の強い必要性が認められ、特定国を念頭に置いて対象品の見直しを行う場合、例えば**同盟国・同志国が供給する**、**そうした懸念の無い物品までが対象とならないように留意すべき**
- 利用者に意図せざるコンプライアンス上の負担を課すことのないよう、規則を簡素化・透明化すべき

（＊）①RVC（域内原産割合）が75%以上、②重要な自動車部品（コアシステム）が全て北米原産品、③完成車メーカーが購入する鉄とアルミニウムの7割以上が北米原産材料、④直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域における付加価値が40%以上（乗用車・SUVの場合）

2. デジタル貿易

- デジタル貿易や電子商取引の促進に寄与する高水準の規定が盛り込まれており、**現行規定を維持すべき**

3. 公正衡平な投資紛争解決

- カナダ・米国間のISDS条項設置の検討を含め、公正衡平な投資紛争解決に資するメカニズムを構築すべき

4. 不正貿易への対処

- 不正貿易防止とマネーロンダリング対策を規定するとともに、専門WGを設置すべき

5. 運用の改善

- 税関手続き上の問題を改善するため、税関当局間の協力、情報共有の強化などを推進すべき

III. おわりに

- USMCAは、**予見可能性が高く、安定的で開かれた北米の市場環境を支える上で不可欠なもの**
- 2026年のUSMCAの見直しにおいて、現在の3か国による枠組みを維持しつつ、建設的かつ将来志向の議論が進められることで、**USMCAのより効果的な運用が可能**となり、**北米経済の競争力がさらに強化**され、**共通のグローバル課題への対応力も高まる**ことが期待
- 経団連は、**米国・メキシコ・カナダとの対話を継続し、そのような北米経済の強靭化に引き続き貢献**